

第 1 回依存症対策部会の実施状況について

1 実施状況

実施方法	書面により開催（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため）
実施期間	10月26日～11月2日
部会委員等	委員 13名（※委員等の詳細（名簿）については、資料 3 - 2 参照）
議題	<ul style="list-style-type: none"> （1）依存症対策部会の部会長の選任について （2）依存症対策部会について （3）選定に向けた方向性等の整理について （4）今後のスケジュール（案）について

2 各議題の検討・整理状況

議題 1 依存症対策部会の部会長の選任について

- 東京都地方精神保健福祉審議会条例第六条の第3項の規定に基づき、委員の互選により部会長を選任

部会長	水野 雅文 委員（東邦大学医学部精神神経医学講座教授）
-----	-----------------------------

議題 2

依存症対策部会について

《 設置根拠・目的 》

- 東京都地方精神保健福祉審議会条例第六条に基づき設置（委員は同審議会委員より選出）
- 依存症対策を推進するために必要な事案について検討を行う

《 検討議題の選定 》 ※以下、①～③の流れで部会で扱う議題を選定

- ① 依存症をとりまく社会情勢、関係機関の動向等を踏まえ、**検討が必要な議題を整理**
- ② 整理した検討議題については、**東京都地方精神保健福祉審議会の審議を実施**
- ③ **審議を経た議題について、依存症対策部会を開催し検討を進めていく**

令和元年12月18日開催の東京都地方精神保健福祉審議会において、依存症対策部会の設置及び依存症専門医療機関・治療拠点機関の選定を議題とすることについて審議を実施

議題 3・4

- ・ 選定に向けた方向性等の整理について
- ・ 今後のスケジュール（案）について

《 全体の方向性 》

- 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関は、**国の要綱等に基づき**、選定を行っていくため、選定基準については、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」の別紙「**依存症専門医療機関及び依存症専門医療機関選定基準**」のとおりとする
- 専門医療機関及び治療拠点機関の役割として、東京都が実施する依存症関連事業に必要な協力を行うことについても求めていく（普及啓発等への協力を想定）

《 選定数の考え方 》

専門医療機関	・ 適切な医療を受けられる医療機関が多く存在することは、依存症患者にとって有益となる ・ <u>申請があり、選定基準を満たした医療機関については選定を行っていく（上限数は設けない）</u>
治療拠点機関	・ <u>専門医療機関の活動実績のとりまとめや、医療機関向け研修の実施等、広域エリアの拠点となるもの</u> ・ 「アルコール・薬物・ギャンブル等」について、 <u>それぞれ1か所以上選定（最大2か所程度）</u>

《 今後のスケジュール（案） 》

- 令和2年度に東京都ホームページにて申請開始以降、随時受付を実施
- 令和2年度末時点の申請状況を踏まえ、第2回依存症対策部会を開催予定

議題2～4に対する各委員からの御意見等を踏まえ、今後の進め方やスケジュール等について整理を行い、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定に向けた取組を進めていく